苦 情 処 理 手 続 き の 流 れ

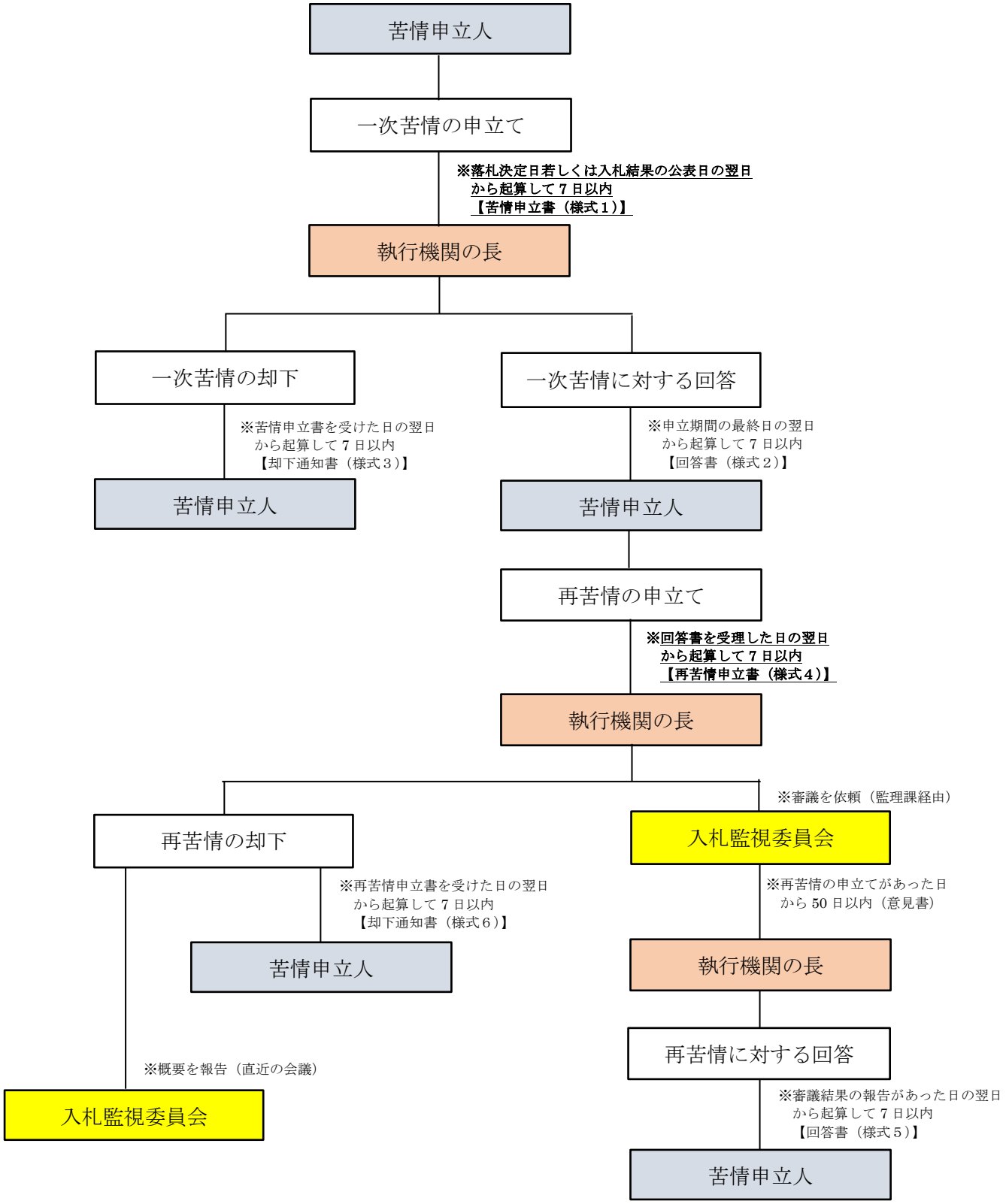
苦情申立人
一次苦情の申立て
※落札決定日若しくは入札結果の公表日の翌日
から起算して７日以内
【苦情申立書（様式１）】
執行機関の長
一次苦情の却下
一次苦情に対する回答
※苦情申立書を受けた日の翌日
から起算して７日以内
【却下通知書（様式３）】
※申立期間の最終日の翌日
から起算して７日以内
【回答書（様式２）】
苦情申立人
苦情申立人
再苦情の申立て
※回答書を受理した日の翌日
から起算して７日以内
【再苦情申立書（様式４）】
執行機関の長
※審議を依頼（監理課経由）
再苦情の却下
入札監視委員会
※再苦情申立書を受けた日の翌日
から起算して７日以内
【却下通知書（様式６）】
※再苦情の申立てがあった日
から 50 日以内（意見書）
苦情申立人
執行機関の長
再苦情に対する回答
※概要を報告（直近の会議）
入札監視委員会
※審議結果の報告があった日の翌日
から起算して７日以内
【回答書（様式５）】
苦情申立人